

しろい e モニター制度実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、インターネット（電子メールを含む。以下同じ。）を利用したアンケートを実施することにより、市政に関する市民の意向等を迅速かつ効率的に把握し、今後の市政運営の参考とする事業（以下「e モニター制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第 2 条 e モニター制度に参加できる者（以下「e モニター」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している満 16 歳以上であること。
- (2) インターネットの利用ができ、及びその環境があること。
- (3) 本人が使用できる電子メールアドレスを取得していること。

（応募及び登録）

第 3 条 e モニター制度に参加しようとする者は、次に掲げる情報（以下「登録情報」という。）を市長が定める電子メールアドレスに送信又は Web サイトへの登録をすることにより、応募するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 電話番号
- (6) 電子メールアドレス
- (7) 勤務先住所及び名称（在勤の資格で応募しようとする者に限る。）
- (8) 学校名（在学の資格で応募しようとする者に限る。）

2 市長は、前項の規定により応募した者が第 2 条に掲げる資格を

満たすと認めるときは、速やかに e モニターとして登録し、その旨を当該応募した者に通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定により応募した者が第 2 条に掲げる資格を満たさないと認めるときは、e モニターとして登録できない旨及び理由を当該応募した者に通知するものとする。

(職務)

第 4 条 e モニターは、市長が回答を依頼した市政に関するアンケートに、インターネットを利用して回答するものとする。

(任期)

第 5 条 e モニターの任期は、e モニターに登録された日から登録を取り消される日までとする。

(登録情報の変更)

第 6 条 e モニターは、登録情報に変更が生じたときは、速やかに市長が定める電子メールアドレスに変更内容を送信しなければならない。

(登録の取消し)

第 7 条 市長は、e モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) e モニターから登録の取消しの申出があったとき。
 - (2) 第 2 条の資格を満たさなくなったとき。
 - (3) e モニターに市又は市民の信頼を著しく損なう行為があったと認めるとき。
 - (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項第 3 号の規定により登録を取り消した者を、再度、e モニターとして登録することはできない。
- 3 市長は、第 1 項の規定により登録を取り消したときは、速やかに当該 e モニターに対して取消しの旨及びその理由を通知するとともに、当該 e モニターの登録情報を削除するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 電子メールの送受信に要する費用、インターネットの利用

に要する費用その他第4条の職務を行う上で要する費用は、eモニターの負担とする。

(結果の公表)

第9条 市長は、アンケートの結果を集計後、速やかにホームページで公表するものとする。

(庶務)

第10条 eモニター制度に関する事務は、企画財政部企画政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。